

# 規則

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県規則第十一号

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（維持保全に関する準則の作成等を要する建築物）

第一条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第八条第二項第二号の規定により知事が指定する建築物は、別表第一の十の項(イ)欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の規模等が同表の十の項(ロ)欄に該当するものとする。

第三条第一項第一号中「別表第二」を「別表第一及び別表第二」に改める。

別表第一中「第二条関係」を「第一条、第二条関係」に改め、同表の一の項中「もの、」の下に「地階若しくは」を加え、同表の二の項中「もの又は」の下に「地階若しくは」を加え、同表の三の項中「共同住宅」の下に「（次項に掲げるものを除く。）」を加え、同表中八の項を十の項とし、七の項を九の項とし、同表の六の項中「もの」の下に「又は地階若しくは三階以上の階の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの」を加え、同項を同表の七の項とし、同項の次に次の一項を加える。

八 場	百貨店、マーケット又は展示場	地階又は三階以上の階の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの	二年
--------	----------------	---------------------------------	----

別表第一の五の項中「もの」の下に「又は三階以上の階の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの」を加え、同項を同表の六の項とし、同表中四の項を五の項とし、三の項の次に次の一項を加える。

四	共同住宅又は寄宿舎（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものとして平成二十八年告示第一第二項第一号に掲げるものに限る。）	地階又は三階以上の階の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの	三年
---	---	---------------------------------	----

様式第一号から様式第四号までの規定中「（第1条関係）」を「（第1条の2関

「」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七号)の施行の日(次項において「法施行日」という。)の前日において、改正前の建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十二条第一項に規定する建築物に該当するものであって、この規則の施行の日に改正後の別表第一に規定する建築物に該当することとなったもの(その用途に供する部分の規模等が、地階又は三階以上の階の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のものに限る。)に係る改正後の埼玉県建築基準法施行細則第二条第二項の規定の適用については、同項中「第一次の報告」とあるのは「建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七号)の施行の日(以下この項において「法施行日」という。)

前の直近の報告」と、「とする」とあるのは「とする」。ただし、法施行日から埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(令和元年埼玉県規則第十一号)の施行の日(以下この項において「規則施行日」という。)

前まで又は規則施行日から起算して三月を経過する日までの間に、改正前の埼玉県建築基準法施行細則第二条第二項に規定する知事が定める時期が到来した建築物に係るものにあつては、規則施行日から起算して三月を経過する日までの間とする」とする。

3 法施行日の前日において、改正前の建築基準法第十二条第三項に規定する特定建築設備等に該当するものであって、この規則の施行の日に改正後の埼玉県建築基準法施行細則第三条第一項第二号又は第三号に規定する特定建築設備等に該当することとなったもの(その用途に供する部分の規模等が、地階又は三階以上の階の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のものの建築物に設けたものに限る。)に係る同条第二項の規定の適用については、同項中「第一次の報告」とあるのは「建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七号)の施行の日(以下この項において「法施行日」という。)

前の直近の報告」と、「とする」とあるのは「とする」。ただし、法施行日から埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(令和元年埼玉県規則第十一号)の施行の日(以下この項において「規則施行日」という。)

前まで又は規則施行日から起算して三月を経過する日までの間に、改正前の埼玉県建築基準法施行細則第三条第二項に規定する知事が定める時期が到来した特定建築設備等に係るものにあつては、規則施行日から起算して三月を経過する日までの間とする」とする。